

第20回丹後100kmウルトラマラソンにおける事故防止対策

丹後100kmウルトラマラソン実行委員会

100km及び60kmの両コースとも、歩道あり、路側帯あり（路側帯が75cm幅以上）、歩道・路側帯なし（路側帯が75cm以下）の三通りに大別されます。このコース上でランナーと一般通行車両（歩行者含む）との事故防止のため、以下の方法により対策を行います。

1 大会ルールを参加者へ説明徹底します

大会規則及び事前に大会参加者へ案内します。

- (1) 競技・競走ではなく道路交通法を遵守して走行し、信号機のある交差点等では必ず信号機に従って走行すること
- (2) 2列走行をせず、原則左側走行とし、交差点や見通しの悪いカーブなどでは、必ず配置された誘導員の指示に従って走行すること。指示に従わない場合は、厳しく対処すること。
- (3) 交差点での右折、左折を行う場合は、手前からの斜め横断は厳禁。斜め横断を誘導員から注意された場合は、参加者にペナルティを課すことがあること。
- (4) 自転車・バイク・自動車等での伴走・応援を禁止し、発見した場合はそのランナーを失格とし、競技を中止させること。

2 走行中のランナー監視について（移動監察員配置）

走行中のランナーと一般車両、歩行者との接触などのトラブル防止とランナーの緊急的な事象発生時の対応策として、大会車両による「走路監察員」「移動監察員」「移動救護車」を配置し、監察にあたります。

- (1) 走路監察員・移動監察員は、ランナーが決められた走行位置を走っているか？ 信号を守るなど交差点を決められた方法で誘導員の指示どおりに渡っているか？ 斜め横断はしていないか？ 通行車両との接触の危険はないか？などを監視のポイントとして監察業務にあたります。
- (2) 監察員は、ランナーが一般車両、歩行者などとの接触トラブルに遭遇したときは、あらかじめ決められた連絡体制に即して救護・救援体制をとって処置します。

3 ランナー向けコースの明示

ランナーには、大会会場に設置するコース看板によって、歩道のある部分、路側帯のある部分、路側帯のない部分を告知すると同時に配布物にてコース状況を周知します。

4 開催地域への大会開催内容の告知

京丹後市内の各戸に大会の開催内容と通過時間帯を明記したチラシを配布し、交通安全に対する注意喚起を行いません。コース上の道路各所には、大会開催を告知する立看板を事前に設置し、ドライバーへの注意喚起を行います。また、コース上の沿道には広報車によって開催の案内を行います。さらに、ラジオ（エフエム京都、FMたんご）による大会開催告知のなかで、交通安全に対する注意喚起を行います。

5 コース上の自主警備

- (1) コース上の信号機のある交差点又は信号機がない交差点でも見通しの悪い交差点には自主警備員（コース誘導員）を配置します。
- (2) 自主警備員には、交差点での誘導用小旗（またはこれに相当するもの）を所持させ、走者の規制もしくは横断を促す方法をとります。
- (3) 早朝又は薄暮時の誘導は点滅ライト付き誘導棒（またはこれに相当するもの）を所持させ、これによって走者を誘導します。
- (4) 早朝又は薄暮時は一般車両から走者の識別が難しいので、走者には反射機能のついたテープまたはこれに代わるものを装着させます。
- (5) 交差点ではない箇所においても、幅員の狭い道路では、重点的に自主警備員を配置し、一般車両への支障をきたさない対応を図ります。
- (6) コース上の自主警備にあたる者には、携帯電話等の連絡手段を所持させ、緊急時には対応マニュアルに即した処置をとります。
- (7) 走者の動向については、コース上の定点に連絡基地を設置し、順次走者の動向を本部に連絡する体制を敷きます。
- (8) 全ての自主警備員を対象とした業務説明会を町毎4会場で開催し、任務等の説明を行いません。